

【参考】

※以下は、入札公告本文の抜粋です。詳細は、必ず入札公告本文を確認してください。

- 3 競争参加資格要件に関する事項
本工事の入札に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を全て満たしている者とします。
(1) 参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とします（経常建設共同企業体にあつては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業体として満たしている者とします）。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。
なお、別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、その全ての構成員が、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とします。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。
ア～ケ （略）
コ 別表で指定する地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等を満たすこと。
(7) 地域要件において指定する「建設業法上の主たる営業所」とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条の規定により建設業許可申請書に記載された主たる営業所を指します。
(4) 格付け及び総合点数が記載されている場合、三重県建設工事発注標準に定める令和8年度格付け及び総合点数とします。
(9) 経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間内であるものとします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあつては当該通知に定める合併等の期日のものとします。
サ （略）
シ 別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
(7) 各構成員が、アで指定する建設工事の種類に対応した許可業種について、特定建設業の許可を有しており、当該業種について5年以上の営業年数がある者であること。
(4) 別表で指定する構成員数であること。
(9) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上（構成員数が2者の場合は30%以上、構成員数が3者の場合は20%以上）であること。また、代表者となる者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
(エ) 総合評価方式の一括審査対象工事の場合で、複数の工事に参加を希望するときは、同じ代表者及び構成員で結成された特定建設工事共同企業体であること（異なる構成での参加は認めません。）。
ス 別表のその他競争参加資格要件欄において指定する条件を満たす者であること。
セ 本工事の入札に参加しようとする者の間に、三重県一般競争入札実施要綱第4条第1項第11号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申請書の提出日から入札書受付締切日までとする。
- (2) 次に掲げる条件を全て満たしている者とします。
ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。
なお、別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が施工実績を有していることとします。
(7) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限ります。）としてのものであることとします（イ(7)の技術者要件（施工実績）においても同様とします。）。
(4) 施工実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとします（以下「公共機関等」において同じ。）。
a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）
b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）
c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人
d 国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）
イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。）であつて、次の(7)から(9)の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあること。ただし、本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事が着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する主任技術者等のときは、現地施工期間に配置する主任技術者等は、現場が工場から現地に移行する時点で配置できる状況にあること。
なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が入札時に他の工事（本工事と兼任することができないものに限ります。）に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることとは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。
また、本工事の入札に経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が次の基準を満たす者を主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあることとします。
(7) 別表で指定する技術者要件（資格及び施工実績）を満たす主任技術者等であること。
別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが配置する主任技術者等が施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者等が施工実績を有していることとします。
また、本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等が施工実績を有していることとします。
配置予定技術者の施工実績とは、次のa又はbをいいます。
なお、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期（契約日から完成日まで）と実工期（現場着手日から完成日まで）が一致しない工事である場合は、次のa及びbに示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に読み替えて適用することとします。
a 主任技術者等としての実績
主任技術者等として、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。
なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任技術者等として、当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間の2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。
ただし、監理技術者補佐として従事した実績は認められません。

- b 現場代理人としての実績
別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」といいます。）に現場代理人として登録された者に限ります（以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。）。
なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。
- (4) 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-101の規定による主任技術者等であること（ただし、別表で指定する建設工事の種類が三重県公共工事共通仕様書に規定する9業種である場合。）。
なお、経常建設共同企業体にあつては、国家資格を有する者であること。
(9) 監理技術者にあつては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
(エ) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の届出を求めるとき（別表で指定しています。）は、本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
また、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の提出を求めないときは、契約日（本工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）に基づき三重県議会の議決に付さなければならない案件（以下「議決案件」といいます。）である場合（別表で指定しています。）は「本契約日」）以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があつた場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。
(9) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例1号」という。）、同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）及び同法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例営業所技術者」という。）の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
(3) 本工事の落札者決定方式が施工体制確認型総合評価方式である場合は、次に掲げる条件を全て満たしている者とします。
ア 技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出していること。
イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

【特記事項】

- 5 提出書類等について
(1) 開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式4）を提出してください。
提出にあたっては、入札公告本文4及び5(15)を十分に確認してください。
なお、施工体制審査意向確認書を提出したにもかかわらず、施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

【注意事項】

- 3 競争参加資格要件に関する事項
入札公告本文3（1）セにおける、資本関係又は人的関係がないことの確認は、競争参加資格確認申請書提出期限の前月20日までに建設業課が受理した、業態調査を基に作成した資本関係等リストにより行います。
なお、前月20日が日曜日、土曜日、祝祭日等にあたるときは翌日とします。
- 5 提出書類等
入札時提出書類のうち「法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書（様式第2-3号）」を提出する場合、以下の工事は技術的難度が高い工事として兼任を認めないものとします。
堰・水路トンネル、転流トンネル、ダム（砂防ダムを除く）、道路トンネル、共同溝（シールド工法に限る）、下水道（シールド工法に限る）、工事規模が大きく自然条件や社会条件による制約がある工事
※いずれも新設工事に限る。

○その他

- *1 「共同企業体取扱要綱」とは、「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」をいいます。
*2 「電子調達運用基準」とは、「三重県公共事業電子調達運用基準」をいいます。